

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 1 月 6 日

蔵王町長 村上英人

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 3 年度(債務)蔵王町統合中学校敷地造成測量設計等業務
- (2) 業務場所 蔵王町大字円田字西浦上地内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 5 月 31 日まで
- (4) 業務概要 測量業務: 三次元点群測量、路線測量、用地測量  
設計業務: 整地設計、道路設計、防災設計、用水路設計、(屋外運動場設計を除く)、  
開発行為許可申請書作成
- (5) 支払条件 前金払 30%、完成払の 2 回とする。
- (6) 最低制限価格 有 (平成 31 年 3 月の国交省基準に準じ算出した額)
- (7) 入札方式 条件付き一般競争入札

2 入札参加資格に関する事項

入札に必要な資格に関する要件は次のとおりとする。

- (1) この業務の公告日現在において、令和 3・4 年度蔵王町競争入札参加登録承認業者名簿の建設コンサル(測量・設計)に登録されている者のうち、次の要件のすべてを満たしていること。
- ア. 過去 15 年間に造成実施設計の業務実績があること。
- イ. 過去 15 年間に都市計画法第 29 条の開発許可申請資料作成の業務実績があること。
- ウ. 宮城県内に本社又は支店・営業所を有すること。
- (2) 配置技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
- 管理技術者及び照査技術者は、①技術士(建設部門: 都市及び地方計画)、又は②RCCM(都市及び地方計画)のいずれかの資格を有する者であること。
- (3) 造成実施設計の設計者は、都市計画法施行規則第 19 条の資格を有する者であること。
- (4) 蔵王町又は県内他の自治体から指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 蔵王町暴力団等排除措置要綱別表の措置要件のいずれにも該当しない者であること。

3 入札手続き等

(1) 入札担当課及び業務担当課

区分	担当課	連絡先	住所
入札担当	蔵王町 総務課 管財係	電話:0224-33-2211 FAX:0224-33-4159	〒989-0892 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10
業務担当	蔵王町教育委員会 教育総務課 統合中学校準備室	電話:0224-26-8003 FAX:0224-33-2019	〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字西浦 5

(2) 入札参加申請書類の取得方法について

入札参加申請書類の取得は、項目 5 の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧について

設計図書等の閲覧方法は、項目 5 の表に示すとおりとする。

(4) 質問の受付について

① 業務内容に関する電話による質問は一切受け付けないので、設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書(様式 4)に記入の上、項目 5 の表に示す期間内に指定の場所に FAX で送付すること。

② 質問書に対する回答書は、項目 5 の表に示す期日に町ホームページで公表する。

(5) 入札の日時、場所等

入札の日時、場所等は、項目 5 の表のとおりとする。

#### 4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

① 条件付き一般競争参加資格申請書(様式 1)

② 類似業務の実績調書(様式 2)

③ 配置予定技術者に関する調書(様式 3)

④ 入札参加申請者の所在地と名称を記載、84 円切手を貼り付けした返信用封筒 1 枚

(2) 入札参加申請書類の①提出方法、②提出期限及び場所

① 担当課に持参とする。

② 項目 5 の表のとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、項目 5 の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

#### 5 入札日程等

手続等	期間・期日等	場所
入札参加申請書類の交付	令和 4 年 1 月 6 日(木)から	蔵王町ホームページからダウンロード
設計図書等の閲覧	令和 4 年 1 月 6 日(木)から	蔵王町ホームページからダウンロード
入札参加申請書類の受付	令和 4 年 1 月 7 日(金)から 令和 4 年 1 月 18 日(火)まで	刈田郡蔵王町大字円田字西浦 5 番地 蔵王町教育委員会 教育総務課へ持参
質問書の受付期間 (FAX による受付)	令和 4 年 1 月 7 日(金)から 令和 4 年 1 月 14 日(金)まで	蔵王町教育委員会 教育総務課 FAX 0224-33-2019
質問回答書の公表	令和 4 年 1 月 17 日(月)	蔵王町ホームページ 午後 4 時 00 分頃
入札参加資格確認通知	令和 4 年 1 月 25 日(火)発送	申請者全員に事前にFAXで通知し、 原本は郵送する
入札の執行日	令和 4 年 1 月 31 日(月) 午前 10 時 00 分から	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10 番地 蔵王町役場 3 階 大会議室

(注)上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

## 6 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、ファクシミリやその他の電子通信による入札は、認めない。
- (2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札して予定価格の範囲内の価格の入札が無いときは、直ちに再度入札を行うものとし、再度入札執行回数は1回を限度とする。
- (4) 再度入札しても落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第八号の規定に基づき、随意契約の見積り合わせを行うことがある。

## 7 入札保証金

免除する。

## 8 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格の無い者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び蔵王町財務規則(平成7年蔵王町規則第7号)第95条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の範囲で、最低の価格で入札をした者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合には、くじ方式により落札者を決定するものとする。
- (2) 委託契約締結にあたり、落札者は消費税法に定める課税事業者か免税事業者かを確認するので届出書を提出すること。

## 10 契約保証金

別紙「契約保証に関する取扱い要項」に留意のうえ選択すること。

## 11 入札の中止、延期等

入札が適正に行われぬ恐れがあるときは、入札を延期し又は取りやめることがある。

## 別紙（業務）

### 契約保証に関する取扱要項

1. 落札者は、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金により、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を執行者に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、執行者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は業務委託料の10分の1以上としなければならない。
3. 第1項の規定により、落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は当該保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
4. 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、執行者は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は保証の額の減額を請求することができる。

## 都市計画法施行規則

### (設計者の資格)

第十九条 法第三十一条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が一ヘクタール以上二十ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
    - ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。)において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
    - ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
  - 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
  - ホ 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
  - へ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
  - ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところにより行う講習(以下「講習」という。)を修了した者
  - チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- 二 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことがあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたものであること。

## 地方自治法施行令

### (一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○蔵王町暴力団等排除措置要綱

別表(第3条、第4条、第5条関係)

措置要件

- 1 有資格業者が暴力団員等であるとき。
- 2 有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であるとき。
- 3 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
- 4 有資格業者又はその役員が、暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 有資格業者又はその役員が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 有資格業者又はその役員が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。